

# 「実特法」に基づく届出書の提出について (平成29年1月1日より)

平成27年度税制改正（平成29年1月1日施行）により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正され、平成29年1月1日以降、新たに国内に所在する金融機関等に口座開設等を行うお客さまは、当該金融機関へ居住地国（※1）名等を記載した届出書の提出が必要となります。

また、届出書に記載された口座情報等は国税庁に報告が義務付けられ、各国税務当局間で情報交換が行われることとなります。

（※1）居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。

## 届出書の提出を要する場合

### ① 平成29年1月1日以降に新たに口座開設等を行うお客さま

届出書	お取引時確認に係る申告書兼税務上の居住地国に関する届出書
提出者	平成29年1月1日以降に新規に口座開設等を行うお客様
提出時期	口座開設等を行う際
記載事項	・氏名、住所、生年月日（法人の場合、名称、本店もしくは主たる事務所の所在地） ・居住地国名、居住地国が外国である場合の当該居住地国の納税者番号 ・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等

### ② 平成28年12月31日以前に口座開設等をされているお客さま

届出書	特定取引に係る届出書（任意・異動）
提出者	任意届出書、異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載いただいた居住地国に異動があったお客さま
提出時期	居住地国に異動が生じたこととなった日から3ヶ月を経過する日まで
記載事項	・異動後の居住地国等 ・以前に提出された届出書に記載の居住地国 ・上記のお取引時確認に係る申告書兼税務上の居住地国に関する届出書の記載事項 ・口座情報

※平成28年12月31日以前に、既に口座開設等をされている場合でも、確認のため、お客様の氏名・住所（名称・所在地）・生年月日・居住地国等を記載した届出書（任意届出書）の提出をお願いする場合がございます。

※居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と記載が必要となります。

※一定の法人種別に該当し、かつ実質的支配者がいる場合は、その他の事項についても記載をお願いします。

※届出書をご提出いただけない場合や、国税庁への報告に同意いただけない場合、お取引をお受けできない場合がございます。